

独立行政法人
国立成育医療研究センター
平成22年度業務実績の評価結果

平成23年8月29日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成22年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立成育医療研究センターは、国立成育医療センターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。国立成育医療研究センターは、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

今年度の国立成育医療研究センターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の初年度の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成22年度業務実績全般の評価

受精、妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患に対する研究と医療を推進するため、病院と研究所が一体となり、日本人のエビデンスの収集や、疾病に悩む患者や家族に対し、安全性と有効性を十分に検証した上で高度先駆的医療の開発と提供を行うとともに、小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、継続的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していくことが求められている。

独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取り組みが行われ、初年度において中期目標に掲げる経常収支に係る目標を達成したことは評価する。今後とも、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発については、臨床研究推進室、医療機器開発室、知財・産学連携室など5室からなる臨床研究センターを開設し、産官学等の連携を推進し共同研究の実施数を増加させるとともに、小児専門医療施設の大部分を小児治験ネットワークで結び、治験推

進の基盤整備に取り組んでいることは評価する。規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究の教育を受けた医師、CRC をメンバーとした医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備した。

また、センターの最も重要な使命である再生医療の確立として、ヒト胚性幹細胞（ES細胞）3株を樹立した。京都大学に続き日本で2施設目となる画期的成果をあげたことは大いに評価する。

医療の提供については、年間小児肝移植症例数は世界最多となる37例を実施し、生存率92%と良好な成績であったとともに、先進医療である「双胎間輸血症候群に対するレーザー手術」は最新のEBMで双胎間輸血症候群に対する第一選択治療となっており、52例（日本全体の約40%）を施行するなど、最新のEBMに基づく成育医療を提供したことは評価する。

年間分娩件数は1568件で、約7割が多胎妊娠、胎児異常等のハイリスク妊娠であるが、積極的な受け入れにより、周産期医療の中核的役割を果たしているとともに、小児救急医療体制についても、トリアージの導入・救急車による搬送受け入れ等を積極的に行い、小児医療の中核的役割を果たしている。

これらのことを踏まえると、中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立成育医療研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 研究・開発に関する事項

① 臨床を志向した研究・開発の推進

研究所と病院との一層の連携強化を図るため、共同研究会議の開催数を前年度に比べ4回上回る56回実施するとともに、新規共同研究数も前年度に比べ3件増加し25件となっており、着実に取り組んでいる。

臨床研究推進室、医療機器開発室、知財・産学連携室など5室からなる臨床研究センターを開設し、企業等の産学界や大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進するとともに、共同研究の実施数を増加させたことは評価する。

新たな治験活性化5カ年計画における治験中核施設として認定されているが、平成22年度の厚生労働省・治験基盤整備事業で唯一の採択施設となった。当該事業は、独立行政法人国立病院機構の一部の病院や小児専門医療施設の大部分を小児治験ネットワークで結び、医薬品等の開発促進を図るものであり、治験推進の基盤整備に取り組んでいることは評価する。

また、職務発明委員会における審査件数は前年度より1件多く、8件となった。

② 病院における研究・開発の推進

規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究の教育を受けた医師、CRC をメンバーとした医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備した。

臨床研究については、計画・立案支援を 12 件、実施支援を 5 件実施するとともに、臨床研究推進室においては、データマネージャーを 1 名増員し、臨床試験・研究の支援数は 4 例と、いずれも前年度に比べ増加していることは評価できる。

倫理委員会への申請時に、主任研究者及び分担研究者が講習会又は e-ラーニングによる講習を受講しているかを確認するとともに、受講していない場合は全て受講させている。また、倫理委員会及び IRB において審査した研究内容や審査結果等については、議事要旨をホームページ上で開示している。

③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

センターの最も重要な使命である再生医療の確立として、ヒト胚性幹細胞 (ES 細胞) 3 株を樹立した。京都大学に続き日本で 2 施設目となる画期的成果をあげたことは大いに評価する。

(成育疾患の本態解明)

ゴーシェ病、ムコ多糖症、ファブリ症、副腎白質ジストロフィーなどライソゾーム病などの先天性異常症の治療目的としてライソゾーム病センターを設立し、酵素製剤による治療だけでなく、最新機器を用いた診断や遺伝に関する相談・カウンセリングを含む包括的医療を開始した。

川崎病の病態を解明するため、多施設共同研究 (川崎病ゲノムコンソーシアム) を結成するとともに、センターだけでも 200 例を超える患者試料のマイクロアレイ解析を実施し、治療面では、川崎病インフリキシマブ、インフリキシマブ無効例に対して血漿交換療法を施行し良好な結果を得たことをもとに、インフリキシマブ使用基準案を作成したことは評価する。

(成育疾患の実態把握)

平成 15 年より実施している第一次出生コホート研究の継続調査を行っている。

また、5 歳児健診では、アトピー性皮膚炎の診断に疫学研究のために Validate された UK working party の診断基準を我が国で初めて用いるとともに、心理士による PARS 発達問診チェックや内分泌科の医師が陰茎長の測定を行うなど、専門家の協力なくしては得られない検診データを収集中である。5 歳児より数十 μ l の血液で 100 種類以上のアレルゲン抗体の検出可能なキットを利用してアレルギー体質の有無を科学的に検証することを実施している。

「成育母子コホート」として、早産・低出生体重児、ハイリスク母体・不妊治療

後の妊娠からの出生児を核に、4000組の母子組み入れ・18歳までフォローアップを目標とする大規模コホート研究を立案・開始した。

(高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進)

先天性免疫不全症などの遺伝子治療センターとしての使命を果たすべく、研究所内に新たに骨髄細胞遺伝子の導入に特化した細胞処理センターの構築を開始するとともに、研究所成育遺伝研究部長を病院免疫科医長として併任させ、遺伝子治療を実施するための環境を整えた。

原発性免疫不全症のなかでも最も頻度の高い X 連鎖慢性肉芽腫症 (X-CGD) に対する造血幹細胞遺伝子治療研究が遺伝子治療臨床研究審査委員会で承認され、厚生科学審議会での審議を待っている状況である。

(医薬品及び医療機器の開発の推進)

新たに発見された遺伝物質として注目されているマイクロ RNA が骨格形成や慢性関節炎等の難治性疾患の原因となることを世界に先駆けて発表した。

また、生後まもなく嘔吐下痢などの症状をきたす機序不明の消化管アレルギーについて全国から試料・臨床データ等を収集解析し、4つの異なる疾患群に分類されることを世界で初めて見いだしたことについて評価する。

臨床研究の指針に関する説明会を積極的に開催したことによって、医師・研究者が積極的に倫理委員会に申請を行い、特に病院医師からの申請が増加し、臨床研究実施件数は129件と、前年度と比較して53件(69.7%)の大幅な増加となり年度計画を遙かに超えたことは大いに評価する。

(医療の均てん化手法の研究開発の推進)

高度医療として、「胎児頻脈性不整脈に対する経胎盤抗不整脈剤投与」の申請を行い許可された。

人材育成ツールとして、e-learning を用いた成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインが活用できるよう検討を開始した。

(情報発信手法の開発)

成育医療に対する理解を促進し、患者・家族への支援の質を向上させるため、ホームページにおいて国民及び医療機関に向けて、小児がんの特化した最新の治療情報、センターの業績、メールマガジン等を公開・提供している。

また、ホームページにおいて、授乳中の薬剤使用に関する情報提供として、「授乳中に使用しても問題ないとされる薬剤(99剤)」、「授乳中には使用できない薬剤(3薬剤)」の表を公開するとともに、妊娠と薬に関する医療機関及び患者からの相談に

ついて適切に対応したことは評価できる。

画期的な成果をあげた研究者は直ちに幹部に連絡することを徹底させ、幹部とプレスリリース文章を推敲した後、広報部門より速やかに各方面に連絡を行う体制を構築した。その結果、ヒト ES 細胞の樹立などの 7 件の研究成果がマスコミで報道された。

バイオバンクの構築に係る網羅的なゲノム配列解析に関する包括同意の是非、未成年の代諾同意について国の指針に対する改定のための提言、治療の標準原価の結果に基づいた診療報酬点数の設定についての提言等を検討している。

(2) 医療の提供に関する事項

① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

年間小児肝移植症例数は世界最多となる児 37 例を実施し、生存率 92% と良好な成績であったとともに、平成 22 年 7 月に施行された改正脳死移植法に伴い、小児脳死移植施設認定を受け、小児脳死肝移植 2 例を成功裏に実施したことは大いに評価する。

また、研究所との共同により幹細胞移植の臨床応用・小腸移植等の多臓器移植を倫理申請し、先駆的医療を提供した。

先進医療である「双胎間輸血症候群に対するレーザー手術」は最新の EBM で双胎間輸血症候群に対する第一選択治療となっており、52 例（日本全体の約 40%）を施行するなど、最新の EBM に基づく成育医療を提供するとともに、それに関する講習会を診療科毎にレジデント向けに 106 回開催し、普及に努めたことは評価する。

② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者とともに選択できる環境を整え、例えば、手術に際して待機例では 2 回以上、手術説明の面談を行うことで患者や家族との信頼関係を構築し、患者や家族の意志を尊重した治療を推進していることは評価する。

また、患者相談専門職及び医療ソーシャルワーカー 3 名を配置し、患者が相談しやすい環境を整備するとともに、プライバシーの保護に配慮した個室の患者相談室の設置、意見箱を設置し意見等に対する改善策等の実践等を行っている。

セカンドオピニオン外来については、ホームページの全面的な見直し、外来枠の増加等を行うことにより、実施件数が年度計画を遙かに上回る対前年度 10 件 (34.5%) 増の 39 件となった。

多職種連携を常に行いつつ、疾患を克服する診療体制の基盤整備を行い、多数の診療科が関与する臨床カンファレンスを統合する等チーム医療の推進に取り組んでいる。

医療連携室構成員及び入退院支援看護師を含む退院支援に関係する部門のスタッフによって、ケースごとにメンバーチームを編成した退院支援チームを発足させ、例えば在宅医療ケアを必要とするケースや育児支援を必要とするなど、退院困難なケースに対して対応し、支援件数は 22 件と前年度に比べ 2 件（10%）増加した。

医療安全管理委員会を毎月開催し、分析報告や必要な調査を行い、各部門に対し、助言、勧告、指導を積極的に行うとともに、医療安全に対する積極的な取組、意識向上を目的とした「医療安全ポケットマニュアル」を作成し、全職員に配布した。

③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

子どもの心の診療中央拠点病院として、全国の拠点病院に対し、アンケート調査・専門家派遣・会議開催・研修企画等を実施するとともに、子どもの心の病気に対する標準的診療の提示及び情報提供を行う等、中心的な役割を果たしていることは評価する。

年間分娩件数は 1568 件で、約 7 割が多胎妊娠、胎児異常等のハイリスク妊娠であるが、積極的な受け入れを行うことにより、周産期医療の中核的役割を果たしていると言える。

また、こども救命救急センターに指定されている小児救急医療体制についても、高度な小児医療の提供を行うとともに、小児救急医療では、トリアージの導入・救急車による搬送受け入れ等を積極的に行い、小児医療の中核的役割を果たしている。

(3) 人材育成に関する事項

研究所と病院における人材交流を推進し、病院所属で研究所にて研究に従事する医師等の数は 33 名、大学又は企業に所属して同研究所にて研究に従事する大学院生等の数は、それぞれ 16 名、5 名であった。

また、英文論文執筆等国际的な業績を重視し、研究所研究員の中で顕著な英文業績を上げている者 4 名に上級研究員の称号を与えるなど、様々な取り組みを行ったことは評価する。

医師のみに限定せず、看護師及びコメディカル等に対しても実習の受入を行っている。

成育医療の均てん化の推進及び地域の指導者の育成を目的として、センター以外の医療従事者等に向けた研修会を 22 回開催するとともに、センターに複数人いるインストラクターにより、Pediatric Advanced Life Support（小児の二次救命措置）講習会を 8 回開催した。

(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

他の医療機関が参加するセミナーやカンファレンス等を積極的に実施するなど標準的医療等の普及を図るとともに、全国の小児集中治療関係者との共同研究により、小児集中治療の現状と問題点を明確にし、改善すべき点について提言を行った。

成育医療に関連した患者・家族・国民向けの情報をメールマガジンやホームページ

で公開し、情報提供するとともに、特に小児がんの情報については、特化した薬剤情報や専門的医学情報を充実させ、先天性心疾患については、最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を行ったことは評価できる。

(5) 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

バイオバンクの構築の他、網羅的なゲノム配列解析に関する包括同意の是非等について検討を開始するとともに、特に、未成年の代諾同意のあり方についての国の指針では、手続き等について様々な問題があるため、指針の改定についての提言を検討している。

危機管理に対するワーキンググループを発足し、多面的観点からの危機管理マニュアルの作成を開始している。

研究成果を諸外国に発信することを目的に英文原著論文を昨年度比 11 件増の 205 件発表するとともに、平成 16 年～網羅的に行ってきた遺伝子ネットワークのデータベース「EMBRYS」を全世界に公表した。

生体肝移植チームを移植手術の技術指導のためエジプトに派遣し成果をあげるとともに、外国人研究（研修）を研究所では、17 名の研究者を、病院部門では 6 名の研修者と見学者 123 名を受け入れたことは評価できる。

(6) 効率的な業務運営に関する事項

① 効率的な業務運営体制

看護・環境担当の特命事項を担う副院長を設置し、特命事項以外を総括的に担当する副院長との役割等、院内の位置付けを明確化した。

法人設立と同時に事務部門の改革を行い、総務部・人事部・企画経営部・財務経理部の四部体制とし各部門の業務に関して権限と責任を明確化し迅速な意思決定が可能となったことは評価できる。

② 効率化による収支改善、電子化の推進

国立成育医療研究センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理により、平成 22 年度の損益計算において経常収支率 106.4%（経常利益 12.2 億円）と年度計画を達成しており高く評価する。

医薬品等について 6 のナショナルセンターによる共同入札を実施するなど、業務運営コストを節減する取り組みを評価する。

一般管理費の節減については、中期計画の目標として 15%減のところ 21.1%減と既に中期計画を上回っていることを高く評価する。

医業未収金については、定期的な督促業務を精力的に行うとともに、特に新規発

生の防止に重点を置き、事前の預かり金精度の導入、カード決済の導入等、様々な取り組みを行っている。

レセプト点検に関しては、診療報酬委員会において各診療科レセプト担当者とヒアリングを行い、症状詳記記載のポイント等を指導したことにより、精度の高い記載内容となり、審査減の改善が図られた。

職員に対する通達文書については、イントラネットを活用し電子的に発出することに努めるとともに、情報管理室を設置し、電子文書のアクセス権の見直しを行う等の取り組みを図った。

(7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

内部監査を担当する部門として監査室を設置し、適切に業務が実施されているかを監査するための内部監査マニュアルを作成するとともに、事務部門の現状を书面（チェックシート）により調査した上で、ヒアリングを行い、監事や監査法人とも連携しながら改善を行い、内部統制体制の構築に取り組んだことは評価する。

また、法令遵守の厳格化を目的としてコンプライアンス室を設置し、外部の弁護士を室長に選任している。

一般競争入札等の調達手続きの競争性、公正性、透明性等を確保するため、契約審査委員会を開催するとともに、「随意契約見直し計画」に基づく取組情報及び契約情報について公表基準に基づきホームページに公表している。

(8) 予算、収支計画及び資金計画等

寄附及び受託研究等の競争的資金を受け入れるための経費毎の担当部署を明確化するとともに、これら外部資金を適切に運用するための規程を整備した。また、寄附については、ホームページ上での案内を開始するとともに、その他の競争的資金については、事業を実施する省庁等から研究内容や応募にかかる情報を入手し、職員に対し情報提供、手続きの助言を行う等、その獲得に努めた結果、208,450千円の多額の寄附を受けることができた。

財政融資資金等外部からの新たな借入を行わず、必要な整備は自己資金により対応したため、固定負債（長期借入金）を確実に償還し残高を減少させたことを評価する。

(9) その他業務運営に関する事項

個々の職員の業務実績を適切に反映させることができるよう業績評価制度を導入し、一部の役職職員に適用させた。23年度からは常勤職員全員に適用させる。

育児短時間勤務制度の拡充や時間外勤務の制限、医師の業務軽減策として、医療クラークを導入するなど、職場環境の整備を行った。

また、学校訪問や就職説明会への参加等、看護師確保に努力するとともに、新人看

護師の教育対制を充実させ、基礎看護実践能力獲得のための支援体制を強化し、新卒1年未満での離職率を低減させた。

職員人事規程を整備し、医長職以上の管理職員については公募制を導入し、採用委員会での選考により優秀な人材の確保に努めている。

一般職員の目線から気づいたセンターが抱える問題点等を幹部職員が直接意見を受け付ける体制とし、役員による全ての部署の職員を対象とした意見交換を実施するとともに、センターとして取り組むべき事項を選定し、緊急性が高い項目に対しての取り組みの検討及び対応を行い、センター運営への反映につなげた。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

① 財務状況について

センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や建築コストの節減に努め、収支改善を推進したことにより、当期純利益 11.8 億円を計上したことは評価する。

② 保有資産の活用状況とその点検

「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」で示された視点に基づき点検した結果、保有資産で「不要」と認められるケースはない。

知的財産については、独立行政法人成育医療研究センター職務発明等規程に基づき管理している。

③ 給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況

国立成育医療研究センターの給与水準について、平成22年度のラスパイレス指数は、病院医師 108.4、病院看護師 113.0、研究職 118.2、事務・技術職 109.5 となっており、その原因としては、地域手当の水準が 18%であること、また、医師の医長以上及び看護師の師長以上について役職手当の支給対象としたこと、看護師の特殊勤務手当の支給対象者が 21%となっていることが主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、病院医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であるとする。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等はいもとより魅力ある病院づくりも重要である。

また、総人件費改革の主な取り組みとして、技能職の退職不補充、調整額の廃止、給与カーブの変更などを行い、平成21年度からの削減額は 4.9 百万円であった。他方、増額は 6.6 億円あり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、周産

期医療を始めとする成育医療に関する高度先駆的医療の研究開発・普及・医療提供や、治験・臨床研究を推進する体制強化、医療安全や診療報酬基準への対応によるものであるが、国立成育医療研究センターの役割を着実に果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行い人件費改革に強力に取り組む必要があるが、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくためには、研究・医療現場に対する総人件費改革の一律の適用は困難である。

福利厚生費については、国時代に取り組んできたレクリエーション経費の自粛をはじめ、弔電、供花や永年勤続表彰についても厚生労働省に準じた基準とするなど事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

④ 事業費の冗費の点検について

職員に経営の効率化・経費縮減に対する意識の向上を図ると共に、一定額（原則50万円）以上の支出については、委員会等の審議を経て購入等を決定している。また、経費削減部会を立ち上げるとともに、外部コンサルを導入しコスト削減を行っている。旅費についても、日常的な点検を行いつつ、不要不急な出張等は行われていない。これらの継続的な取組みを期待する。

⑤ 契約について

契約については、一般競争入札を原則とする取組みを行っており、契約審査委員会において公正性、妥当性等について審査を経るとともに、契約監視委員会を設置し平成22年度に締結した契約のうち、競争性のない随意契約や一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、今後は、より一層透明性と競争性が確保された厳正かつ適切な契約の実施に期待する。

⑥ 内部統制について

法人設立時に業務運営体制として法人の重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長がセンターの理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されている。また、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、センターのミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、その対応について役職員に対する的確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、理事長特任補佐による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、センターのミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要かつ適切な取り組みであったと言える。

さらに、法人の実績は年度計画を大幅に上回っており、これは年度計画や業績測定のための尺度が妥当であったことによるものと認める。今後においても、役職員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直しについて

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講ずべき措置とされた、研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業等の業務運営の効率化については、平成22年度から実施している。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から8月5日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしつつ評価を行った。

